

大田区景観審議会（第7回）

議 題	<p>1 (仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)について</p> <p>2 第2回大田区景観まちづくり賞(案)について</p>
日 時	<p>平成29年3月22日(水)</p> <p>開会 18時00分</p> <p>閉会 19時22分</p>
場 所	大田区本庁舎2階 201~203会議室
委 員	<p>○ 中井 検裕 ○ 野原 卓 ○ 福井恒明</p> <p>○ 大澤昭彦 欠 杉田早苗 ○ 杉山朗子</p> <p>○ 樋口幸雄 ○ 宮澤信一 ○ 田村知之</p> <p>○ 山中誠一郎 ○ 川尻幸由 ○ 平澤芳雄</p> <p>○ 荘真木子 ○ 加藤芳夫</p> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>
出 席 幹 事	<p>まちづくり推進部長(黒澤)</p> <p>都市基盤整備部長(荒井)</p> <p>都市基盤管理課長(明立)</p> <p>道路公園課長(久保)</p> <p>都市計画課長(保下)</p>

傍聴者 4名

議 事	<p>議題 1 第一号議案 (仮称) 洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)について</p> <p>議題 2 第二号議案 第2回大田区景観まちづくり賞(案)について</p> <p>報告 平成28年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について</p>
<p>議決事項</p> <p>議題 1 第一号議案は、諮問のとおり定めることが適当である。</p> <p>議題 2 第二号議案は、諮問のとおり定めることが適当である。</p>	
<p>その他</p> <p>配付資料 資料 1 大田区景観審議会委員名簿・座席表</p> <p>資料 2 第一号議案諮問文・第二号議案諮問文</p> <p>資料 3 (仮称) 洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)</p> <p>資料 4 第2回大田区景観まちづくり賞(案)</p> <p>資料 5 第2回大田区景観まちづくり賞募集パンフレットイメージ</p> <p>当日資料 1 平成28年度大田区景観計画の運用(事前協議・届出件数等)について</p> <p>当日資料 2 平成28年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧</p>	

保 下 幹 事 定刻となりましたので、始めさせていただきます。
本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
本日司会を務めさせていただきます、都市計画課長の保下でございます。
どうぞよろしく願いいたします。
それでは早速でございますが、ここからの議事につきましては会長に進行をお願いいたします。

中 井 会 長 皆様こんばんは。
それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の成立につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

保 下 幹 事 本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。
審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項において、「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。」と規定されています。本日の委員の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席13名、欠席1名により定足数を満たしております。また、本日の傍聴申し込み者数につきましては、4名となっております。

中 井 会 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立しております。

ここで、「第7回大田区景観審議会」の開会を宣言いたします。
傍聴者の入室をお願いいたします。遅れて来られる傍聴者がおられましたら、随時入室許可するというご対応ください。

(傍聴者入室)

それでは、本日の議題につきまして、まず事務局よりご報告をお願いいたします。

保 下 幹 事 最初に配付いたしました資料を確認させていただきます。皆さんのお手元でございます次第をご覧ください。

次第の下に、本日の配付資料を示しております。1枚おめくりいただきまして、資料1、「大田区景観審議会委員名簿・座席表」でございます。資料2、「第1号議案諮問文・第2号議案諮問文」でございます。資料3、「(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)」ございま

す。続きまして、資料4、「第2回大田区景観まちづくり賞(案)」でございます。資料5、「第2回大田区景観まちづくり賞募集パンフレットイメージ」でございます。

資料1から5でございます。過不足等はございませんでしょうか。

(なし)

よろしければ、先へ進めさせていただきます。

本日は案件2件となりますので、よろしくお願いたします。

中井会長 それでは議案が2件ございまして、第1号と第2号ということで、資料に諮問文が添えられておりますが、順にまいりたいと思います。

大田区長より大田区景観審議会会長宛てに、平成29年3月2日付けで、第1号議案「(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)について」が示されておりますので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

保下幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました資料2、第1号議案の諮問文をご覧ください。それでは読み上げます。

第1号議案「(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定に伴う大田区景観計画の変更(素案)について」でございます。

大田区景観条例第24条第2項第1号の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は以上でございます。

中井会長 それではこの議案を上程し、審議をしたいと思っております。幹事より議案の説明をお願いいたします。

保下幹事 資料3をご覧ください。

資料3「(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)」をご覧ください。担当より説明させていただきます。

事務局 説明に入らせていただきます。

本件は前回平成28年10月の第6回大田区景観審議会において報告

させていただきますが、本審議会においては景観審議会専門部会の意見を踏まえて作成した素案について、諮問するものでございます。

それでは素案について説明させていただきますので、資料3の1ページ目をご覧ください。

はじめに、本地区を景観形成重点地区とする検討を行っている経緯を改めて説明させていただきます。

大田区景観計画において、重点的に景観形成を進める地区、景観形成重点地区を4地区指定しております。

さらに、今後、景観形成重点地区の追加指定を検討する地区として、蒲田駅周辺、大森駅周辺、南北崖線、美原通り、羽田地区の5地区を挙げております。

本件はこの5地区と比較して、①としまして景観上の重要な位置付けがあること。②としまして、地元の景観まちづくりが活発化していること。③としまして、勝海舟記念館の保全・活用をはじめとした歴史的資源を生かした整備が進行中であることから、先行して検討に着手いたしました。

ページ中ほどに、景観の現状を写した写真を載せております。左上は住宅地におけるものとなっております。右上は、中原街道におけるもの、一番下の写真は、洗足池公園から周辺を臨んだものとなっております。洗足池公園から周辺を臨むと、著しく景観を阻害するものではありませんが、一部には樹木間にあらわれている建築物があるという現状となっております。

次のページをご覧ください。

洗足池周辺における景観形成の概要を説明させていただきます。洗足池周辺では、風致地区にふさわしい洗足池周辺の良好な住宅地景観と、洗足池公園内からの良好な景観を保全することを目的として2つの景観形成に取り組んでまいりたいと考えております。

①としまして、地図上に赤枠で囲われている地区となります。こちらは、地区独自の目標・方針及び指針を定め、景観形成の誘導を図る景観形成重点地区にすることを考えております。

次に、②としまして、地図上に水色の斜線がかかっている地区と

なりますが、こちらは当該地区に該当する3つの市街地類型。東京都で言いますと一般地区の内容に、洗足池公園や洗足池駅周辺からの見え方に配慮していただく基準を追加すること。この2つにより景観形成に取り組んでまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。

これからの説明においては、現在の景観計画を確認したいということもあると思われますので、机上に景観計画の冊子を用意いたしました。必要に応じてご覧ください。

それでは説明させていただきます。

先ほどのページにおいて示しました、①の取り組みである景観形成重点地区による景観形成について説明させていただきます。大田区景観計画における景観形成重点地区は、空港臨海部、国分寺崖線、多摩川、呑川の、現在は4地区になっております。こちらに関しましては、景観計画においては30ページに記載しておりますので、参考にご覧ください。

その景観形成重点地区に、本件（仮称）洗足池景観形成重点地区を5つ目の地区として追加指定し、地区独自の目標、方針、及び基準を定め、景観形成の誘導を図っていこうというものでございます。

本地区の位置でございますが、下の図で大田区全域の地図がありますが、そちらで薄い緑色に着色されている部分が本地区になっております。

次のページをご覧ください。

景観形成重点地区の内容について説明させていただきます。本地区の区域は、先ほど2ページにおいて赤い枠で囲われていた範囲ですが、こちらの地区、文言に表しますと洗足池風致地区、洗足風致地区地区計画の区域、及びその南側にある中原街道沿道の区域とします。

景観形成の目標としましては、洗足池公園を中心とした潤いのある自然環境や、豊かな歴史的資源、良好な住宅地などが調和した景観づくり目標といたします。

本地区の景観の特徴としまして主なものとして、洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と調和した住宅地区。洗足池公園や洗足

池駅周辺からの開放的な景観であります。さらに、本地区に関しまして2つの特徴を持っています。

1つ目は、中原街道沿道を除く住宅地区となっております。こちらの特徴としましては、一例として写真を載せておりますが、緑豊かで低層な閑静な住宅地、洗足池公園内その周辺に点在する歴史的資源、変化にとんだ景観でございます。

2つ目は、中原街道の沿道でございます。こちらの特徴としましては、沿道から眺めることができる洗足池と周辺の緑、中高層の建築物が立ち並ぶ景観、変化にとんだ景観でございます。

これらの特徴を踏まえまして、次のページをご覧ください。

景観形成の方針について、説明をさせていただきます。本地区は、2つの特徴を持つ地区の上に構成されております。その2つの地区にそれぞれの方針を定めてまいります。区域としましては、図中の赤い枠が重点地区の指定範囲となり、その中でも中原街道に沿って黄色く塗られた範囲を中原街道沿道、そしてその残り部分を住宅地区といたします。

それでは、住宅地区の方針を5つ挙げさせていただきます。緑豊かな自然環境と低層住宅の町並みが調和した景観づくり、歴史的資源を生かした景観づくり。歩行環境の快適性を高める景観づくり、起伏のある地形、曲線の多い道路からの見え方に配慮した景観づくり、洗足池公園や洗足池周辺からの見え方に配慮した景観づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、中原街道の沿道の方針としましては、洗足池公園や洗足池駅周辺からの見え方に配慮するとともに、洗足池公園の緑と調和した景観づくり、洗足池公園の入り口にふさわしい洗足池駅前の景観づくり、歩行環境の快適性の向上にも配慮した景観づくりを進めてまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。景観形成基準について説明させていただきます。

まず、建築物の建築等に関しては、届出対象規模を全ての建築行為とすることにより、規模にかかわらず景観形成の誘導を図っていききたいと考えております。

次に、景観形成基準となりますが、左の表と右のイメージ図は対になっておりますので、それぞれご確認いただきたいと思います。

基準の内容ですが、配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、公開空地・外構緑化、それぞれに方針に合った基準を定めてまいります。

また、住宅地区中原街道沿道での共通基準にそぐわないものがありますので、そういうものはその地区に該当した場合に適用する基準を設けてございます。

特徴的なものとしましては、形態・意匠・色彩の中原街道沿道に記載しております屋根、屋上に広告物を設置してはならないというものがありますが、本地区においては良好な景観形成を図る上で屋外広告物等の設置について配慮していただくことは、避けて通れないものであると考えております。その考えから基準にしたものでございます。

なお、色彩基準については後ほど説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。続いて工作物の建設等についての内容になります。こちらの届出対象規模は、高さを10m以上としております。なお、昇降機等及び製造施設等は、高さの他、築造面積が1,000㎡以上を届け出対象としております。

景観形成基準ですが、配置、高さ、形態・意匠・色彩、公開空地、外構緑化に、それぞれ基準を定めております。

また、工作物の建設等においても、広告物の工作物等の基準を定めております。

続いて、開発行為になります。右上の開発行為です。届出対象規模は、開発区域の面積が3,000㎡以上としております。

景観形成基準ですが、土地利用、造成、空地・外構緑化の基準を定めております。

続いて、右下になります。土地の開拓、土石の堆積、水面の埋め立て等ですが、届出対象規模を造成面積が3,000㎡以上としております。

景観形成基準ですが、造成等、緑化に基準を定めております。

次のページをご覧ください。先ほど割愛しました色彩基準について説明をさせていただきます。現在の色彩基準については、景観計

画138ページから145ページに載っておりますので、参考にご覧ください。

本地区においては、独自の色彩基準を定めてまいります。色彩の基本的な考えですが、街並みに調和した色彩はもとより、洗足池公園及びその周辺の緑に配備した色彩基準にしていきたいと考えております。

また、住宅地区内については、アクセント色の使用は不可といたします。なお、特定大規模建築物等においても、本地区の独自の色彩基準を適応してまいりたいと考えております。下の表はそれをあらわしたもので、赤字で記載しているものが本地区となっております。

次のページをご覧ください。

住宅地内の色彩基準の説明をさせていただきます。住宅地内の基本色は無彩色の明度を9以下とし、有彩色においては低彩度の色彩とし、暖色系の色彩を基本としております。また、壁面の基準の他、屋根色にも配慮していただくため、屋根色の基準も同時に設けております。右の表がありますが、こちらはその色彩基準をビジュアル的にわかりやすくしたものとなっております。

次のページをご覧ください。中原街道沿道の色彩基準の説明をさせていただきます。中原街道沿道については、洗足池公園の入り口にふさわしい洗足池駅前の景観づくりも重要であることから、大幅な規制としてはしておりませんが、基本色のうち無彩色の明度を9以下としております。

また、中原街道沿道につきましても、屋根色の基準を追加して設けております。

以上が（仮称）洗足池景観形成重点地区の説明となります。

次のページをご覧ください。ここからは、2ページで示させていただきました2つの取り組みのうち、②洗足池公園等からの開放的な景観の保全に関する景観形成について説明させていただきます。

下の図をご覧ください。この②に関しましては、地図上に水色の斜線がかかっている地区を対象とさせていただきます。この地区においては該当する3つの市街地類型の現在の景観形成基準に、洗足

池公園や洗足池駅周辺からの見え方に配慮していただく基準を追加してまいりたいと考えております。

この地区において該当する3つの市街地類型は、駅周辺に位置する近隣商業市街地、中原街道及び環7の沿道に位置します幹線道路沿道市街地、またそれによらない場所は住環境保全市街地となっております。こちらの3つの市街地類型に関しましては、景観計画の41ページ以降に掲載されておりますので、参考にご覧ください。

その基準内に洗足池公園及び洗足池駅周辺からの見え方に配慮した形態・意匠とする旨の基準を追加していくことにより、重点地区の範囲内ではありませんが、周辺の計画においても洗足池公園等に配慮していただくものでございます。

以上で、第1号議案の説明となります。なお、本審議会で審議していただいた後、説明会等を開催し、重点地区の指定は平成29年度を予定しております。

以上でございます。

中 井 会 長 ご説明ありがとうございました。素案ということでございますので、委員の皆様からご意見やご質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

川 尻 委 員 この洗足池の重点地区の指定ということについては、いいものだと思っておりますけれども、中身で、例えば右下の資料3の4ページですか。ここで景観の特徴ということで書かれているんですけども、住宅地内と中原街道沿道と分けているんだと思うんです。住宅地内に、内容を見ると公園自体も含まれていると思うんですね。用途地域的には当然1種住専に公園が入ることなんですけど、この公園の面積が7ヘクタールということで、全体からかなり占める割合が大きいと。それから、ここの地区の場合、洗足池公園自体の水と緑の景観というのが基本になっているんだと思うんですね。それをいかに今後も良好のものにしていくか、あるいは保全していくかということは非常に重要な要素になると思うんですが、そういった意味では、この住宅地内の中に書いてあるのは、洗足池公園のことについてはあまり触れてないんで、全体的にそうなんですね。洗足池公園についてどうしていくのか、どうしたらいいのかという

ことについて、きちっと触れておいたほうがいいのかなと思います。

中 井 会 長 事務局、お願いいたします。

事 務 局 洗足池公園自体につきましては、景観計画がスタートするときから、景観重要公共施設の指定というのを行っておりまして、景観重要公共施設に洗足池公園を指定しております。洗足池公園を作るときには景観に配慮した公園づくりをしていこうという位置付けはしております。

今回の場合、景観重要公共施設プラス周辺の住宅地も景観重点地区ということで、一緒にいい景観づくりを進めていきたいと考えております。

中 井 会 長 大田区景観計画の150ページに、公園そのものについては、下のほうに書いてあるようなことが定められて、これは既に定められているということで、今回は外側の住宅地の話が中心なんでこうなっているんだけど、重点地区形成の方針のところでも触れてもいいんじゃないかというようなご発言かなと思いましたが、それでよろしいですか。

川 尻 委 員 それで結構です。全くここに書いてないとよくわからないかなと。常に公園から外を見るみたいな話ばかりになっているんで、公園がどういうふうに見られるかということも重要なことかなと。

中 井 会 長 わかりました。他にはいかがでしょうか。加藤委員どうぞ。

加 藤 委 員 この諮問自体の問題になるのかもわからないですけども、重点地区として4地区決まっていたと。その候補としてもともと5地区があったと。それが今回、洗足はもともとの候補の5つに入らなかったのが、突然重点地区に挙がるというのは、もともとあったところはどっだったのかなと。何でそういう候補もなかったのが突然挙がってきたのかというのが、ちょっと素人としてわからないので、そこら辺を説明していただけますか。

中 井 会 長 諮問の経緯ですね。それを説明していただけますか。

事 務 局 景観形成重点地区の追加指定を検討する地区として挙がっていた地区につきまして、それぞれ地区で動きがございます。大森や蒲田につきましても、ランドデザインを策定し、進めております。本門寺周辺では、今年度、基礎調査をやっておりまして、重点地区

の指定に向けた動きを進めております。

なぜ洗足池なのかということ、この何年間、景観まちづくりの大きな動きがございます。景観資源である鳳凰閣（旧清明文庫）が区のものになり、勝海舟記念館開設へ向けた動きや長年、洗足池公園を中心として活動されている風致協会、地元町会等の運動で、駅前にあった横断歩道橋が撤去されたり、それに伴いまして公園周辺の区道の整備を進めている等、大きな流れが出ております。その景観まちづくりの機運の高まりの中で、追加指定を検討しております。

中 井 会 長 この関連するのは、景観計画はどこに書いてあるんでしたかね。
事 務 局 158ページ第5章の（2）「景観形成重点地区の追加指定等の推進」ということで、5地区があります。

中 井 会 長 少し記憶を辿っていただくと、景観形成重点地区は当初4つございまして、その次に候補としてここにある蒲田、大森、南北崖線、美原通り、羽田地区と挙げているんですが、これらは頑張っただけでやっていたということでは当然として、上のほうに書いてありますように、下表に示す5地区以外についても景観まちづくりへの気運が高まった場合、必要に応じ検討の対象としていきますと。今回こちらのケースが、いろんな周りの資源の整備等の関連で、ここに書いてある5つより早目に出てきたという理解でよろしいですね。

事 務 局 はい。そうです。

中 井 会 長 増える分には、恐らく皆さんよろしいんじゃないかと思うんだけど、もともと挙がっている5つはどうなってるのというところは引き続きしっかり進めてくださいということかなと思いますので、またそちらのほうはそちらでよろしくお願いをしたいと思います。
他、いかがでございますか。

大 澤 委 員 区域内に歴史資源というものが幾つかあると思うんですけども、今回の重点地区の指定に合わせて、例えば景観重要建造物であるとか、新たな位置づけを与えてあげるようなことは検討されてないのでしょうか。

勝海舟記念館については、既に登録文化財になっていますが、この5ページの地図に池の西側でしょうか、読み方がわからないんですけど、松風荘と書いてあるんですけど、これについては凡例を見

ますと景観資源文化財等を除くと書いてありますので、明確な位置づけがないと思うんですけど、この景観形成重点地区に指定したことをきっかけに、点となる資源のより一層の景観的な位置づけを与えてあげて、現在、景観重要建造物についても、まだ指定の物件はないですね。ですので、そのきっかけにもなるのかなという気はしているんですけども、その辺りについていかがでしょうか。

事務局 実は、調査の中で景観重要建造物の指定についての基礎調査を進めております。その中で、まだ決定に至っていませんけれども、決定に向けての動きとして、今回の重点地区の指定というのは、先生がおっしゃるとおり、すごく大きな契機になると思いますので、その辺も考えながら勝海舟記念館も候補の一つとして検討していきたいと思います。ありがとうございます。

保下幹事 ちょっと補足させていただきたいと思います。

現在の大田区景観計画の93ページをご覧くださいと思います。こちらに現在の文化財の指定状況についてお示ししているという状況でございます。今回の地区内には鳳凰閣、現在の旧清明文庫、また妙福寺祖師堂、また周辺には、さまざまな指定をこの中で示させていただいているという状況でございます。

中井会長 それでは、他はいかがでしょう。

野原委員 大きな諮問の方向性としては、これでいいかなと思っているんですけど、ちょっと2点あります。

1点目は、5ページを見ていただいたほうがいいかなと思うんですけど、重点地区の中が住宅地と中原街道沿道に分かれていて、その2つが異なる地区で書かれておりますが、それ自体は賛成と言えますかこの方向でいいと思うんですけど、実際の景観形成基準の内容を見ると、あんまりその差がないといえますか、先ほど屋外広告物に関しては、特に中原街道沿道というのは非常に重要なので、そこは少し厳し目にとということで、書かれているというのはよく理解したんですけど、駅からやってくると、歩道橋が撤去になると、一番最初に出会うのが中原街道という状態になって、中心としては洗足池公園の中からの見えというのが非常に重視された計画にはなっていると思うんですけど、同時に中原街道沿道というのもすごく重要

な景観のポイントになるのかなと思っておりまして、その中で、特に動きとしても、今日は用途地域図がないですけど、用途地域も多分違う2地区になると思うんですけど、沿道沿いというのが非常に景観の変化の影響があるところかなと思っています。

ですので、内容としても、例えば、もう少し街並み景観の在り方に触れていただくとか、沿道沿いなので、低層部とかそういったところのしつらえを工夫していただくとか、そういったところが基準にどこまで書けるかというのはわからないんですけど、方針や基準の取っかかりのようなところに、もう少し近景というか街並み、沿道に関する事項も触れていただいてもいいのかなと思っておりまして、そういう意味で、少し中原街道沿道との、あえて差をつけるわけじゃないんですけど、実際の成り立ちが大分異なるので、その差が少し明確に書かれたほうがいいのかと思っていますというのが1点です。

もう1点は、先ほど川尻委員からあったお話の中で、洗足池公園そのものというのは非常に大きい影響があるんじゃないかというお話があったと思うんですけど、今回、重点地区なので、どう重点なのかというのを、少しわかりやすく丁寧に伝えてあげる必要があるのかなと思います。例えば、景観の特徴の部分であるとか、あるいは方針の部分で、公園そのものの特徴そのものをもう少し記載していただくとか、そういうことがあってもいいのかなと。今の景観計画を拝見すると、結構重点地区の特徴があっさりしていて、あんまり重点だっという感じが弱い気もしたんですけど、ただ114ページが国分寺崖線の重点地区になっていまして、ここの景観の特徴は比較的丁寧に書かれているのかなという気もしましたので、別にこれに沿う必要はないと思うんですけど、もう少しここの景観の特徴を公園のよさも含めてうまくアピールできると、存在のアピールにもなるのかなと思いました。その書き方をもう少し工夫できるとよりこの重点地区の意義が高まっていくのかなと思いました。

以上です。

中 井 会 長
事 務 局

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

ありがとうございます。検討を深めていきたいと思っています。

来年度は、地元に入りながら案づくりに入りますので、その中でまた検討していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

中 井 会 長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日素案ということでございまして、今、事務局からございましたように、これから地元に素案を持って入ると。その中で、素案が次は案になるので、今、委員の皆さんがたからいただいた意見も取り入れていくべく検討を進めたいと、深めたいということかと思えます。

それで、これは議決しないといけないんだよね。本日諮問の大きな方向については、大きくこれではというようなご意見はなかったと思えますので、第1号議案については、本日は諮問のとおりということで皆さんにお諮りして、それでご承諾いただけるようなら答申をそういう形でしたいと思えます。

いろいろ出された意見については、地元に入られるときに、審議会でこういう意見をいただいているという説明と一緒に、この素案を説明していただいて、さらに素案の検討を深めていきますとご説明していただくことで、事務局もよろしいですか。

事 務 局 はい。

中 井 会 長 それでは審議会としては、第1号議案については諮問のとおり定めることは適当であるということによろしいですか。

(異議なし)

中 井 会 長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは次の議案の審議に入ります。議題は大田区長より大田区景観審議会会長宛てに、平成29年3月2日付で、第2号議案第2回大田区景観まちづくり賞(案)についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

保 下 幹 事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきます。次第の次のページ、資料2の2枚目をご覧ください。第2号議案の諮問文をご覧ください。

それでは読み上げさせていただきます。

第2号議案、「第2回大田区景観まちづくり賞(案)につい

て。」

大田区景観条例第24条第3項第3号の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は以上でございます。

中 井 会 長 それでは、この議案を上程し審議したいと思います。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

保 下 幹 事 資料4、「第2回大田区景観まちづくり賞（案）」をご覧ください。担当より説明させていただきます。

事 務 局 第1回の景観賞は、2年前の平成27年度に募集・選定し、昨年の28年5月に表彰式を行いました。

第2回目も2年サイクルでやろうと考えております。承認いただきますと、区長決定を経て、来年度早々に募集選定を行い、再来年度表彰式を予定しております。5月の表彰式の後、本審議会の下部組織であります専門部会で、第1号議案でもある洗足池景観重点地区の素案と並行いたしまして、第2回の大田区景観まちづくり賞のあり方について検討を行ってきました。

最終案確定まで4回の専門部会を実施いたしまして、第1回の実施結果の分析及び課題、スケジュール、また他自治体の事例の検討を行ってきました。その結果、ほぼ前回と同じ方法で実施することになりました。部門は前回と同じ、また自薦・他薦も応募を認めると。ただ、推薦ポイントの見直しをもう少しわかりやすくしようとか、審査における現地視察、ヒアリング等の実施方法、またスケジュールの見直しを行いました。前回はどうしても選定が遅れまして、川尻委員からご指摘がありましたように、緑についても冬枯れしてしまった状況ですので、それまでに何とか景観賞の選定のための現地視察等を行いたいということで、スケジュールを変更させていただいております。

では、資料4をご覧ください。主な見直しのポイントといたしまして、応募者に応募してもらいたい内容がより伝わりやすいように「推薦のポイント」の文言を一部修正しました。

また、書類審査用の資料の作成に当たっては、より審査をしやすくするため、応募資料の情報だけでなく事務局が必要に応じて情報

を付加できるようにしました。

また、書類審査用資料作成の段階で、受賞者につながる情報をあらかじめ整理することにいたしました。

次のページをご覧ください。応募用紙の網掛けをした部分について修正を行っております。部門賞につきましては前回と同じ街並み景観部門と景観づくり活動部門になっております。一番最初の応募内容の概要の中で、「記入してください」を「できる限り記入してください」と変えてあり、前は「わかる範囲」というのを「できるだけ」という言葉に変え、より情報を収集したいと思っております。

また、左側の街並み景観部門の中で、その他関係者を追加いたしました。

また、概要の中で記入欄をなるべく大きくし、特にアピールしたい点を同程度とする。そして、推薦のポイントでございますが、一番の「大田区らしい魅力の創出に貢献している」と書きかかせていただきまして、前は「大田区らしい魅力が感じられる」という形で書いておりました。

次に5番目の推薦ポイントの中で、「良好な景観形成などにより」を追加いたしまして、よりわかりやすく地域の人々に深く親しまれている景観ということで書いております。

また、特にアピールしたい点も広げております。

また、後ろのほうで応募内容に関する写真の中で、3行追加しております。写真にタイトルを付けてください。また、特定時期の景観に特徴がある場合は、できる限りその季節の写真を添付してください。また、写真は応募者が撮影したものにしてください。ただし、応募者以外が撮影した場合は、その方の了承を得てくださいという形で、細かいところを追加しております。

また、右のページの景観づくり活動部門につきましては、先ほどと同じく応募内容の概要につきましては、「できる限り記入をしてください。」にしております。

それから、推薦のポイントにつきましては、「景観づくりの活動の継続により良好な経過が形成されている。」前は「景観づくり

活動の結果」という形で書いておりましたが、より景観づくり活動が継続して続いていることをポイントとして挙げさせていただいています。

また、下に、特にアピールしたい点ということで記入欄を大きくしたいと思います。

次の3ページ目をご覧ください。スケジュールでございます。

前は7月中旬にキックオフのイベントを行いまして、10月いっぱい募集で行いましたので、どうしても現場の調査が12月、1月というかなり寒い時期、冬枯れの時期になってしまいましたので、今回はできる限り早く、来年度に入りましてスタートいたしまして、今のところ6月1日からと書いていますが、これも早くできれば早く行いたいと思っています。7月いっぱい募集をして締め切りまして、8月、9月で内容の書類等を整理いたしまして、9月末に1次審査、書類審査を行います。10月下旬から11月上旬にかけて現地調査を行いたい。まだ緑のある秋のうちに現地調査を行いたいと思っています。スケジュール的にちょっと大変ですけども、早目にスタートしたいと考えております。

最後に資料5を見ていただきますと、第2回目の応募用紙のイメージをつくってみました。応募内容につきまして、前回と同じで街並み景観部門、景観づくり活動部門。それで応募期間は6月1日から7月31日まで。開けていただきまして、応募要領が書いております。右側に、先ほど申しました応募内容の概要の部分ですとか、推薦のポイント等の修正を行ってございまして、今回はこの応募用紙で行いたいと思っています。

以上でございます。

中 井 会 長 それでは、こちらについては今日ご了承いただければ、新しい年度にこれを開始できるということでございます。ご意見いかがでしょうか。

杉 山 委 員 応募用紙を拝見いたしまして、2ページでございますけれども、枠のつくり方なんですけど、応募者の概要の中に自薦・他薦というのが含まれているんですね。3項目入っているんです。住所と電話番号と自薦・他薦。応募内容の概要に含まれたほうがいいんじゃない

かなと。応募者は応募者でいて、応募した内容としては自薦・他薦ですよと。概念として、応募者の概要に自薦ですと言わないかなと思いました。というので、皆さんどうお感じになるかというのはご検討ください。

それからもう1つ、同じ2ページで、最後の応募内容に関する写真についての①、②がございませけれども、②の文章に、対象となる景観とその周辺の様子を含む街並みというのがあるんですけども、景観と街並みの概念はどちらが大きいのかなと思ったり、表現として。でも、街並み景観部門という名前になっているんですね。なので、案としてはしつこいかもかもしれませんが、対象となる景観とその周辺の様子を含む街並み全体と、全体と入れたらいかがかなと思っただけです。ちょっとしつこいかもしいないですし、この辺り、皆さん大丈夫だよとおっしゃるんですけど、今の文言については今のままだでもいいかなとは思いつつ、アイデアがありましたらお願いしたい。以上2点でございます。

中井会長 事務局は、どうお考えですか。

保下幹事 1点目の応募者の概要のところの自薦・他薦につきましては、今、委員からご指摘の内容を踏まえまして、応募内容の概要に検討しながら入れさせていただきたいと思っております。

2点目の応募内容に関する記載事項につきましても、修正等補正させていただければと考えております。

中井会長 この②は、前はでもこれでやったんですか。

事務局 はい。前はこれでやりました。

中井会長 特に問題はなかったんですね。

事務局 問題ありませんでした。

中井会長 これは深読みすると、対象となる景観とその周辺の様子は、普通の街並みと両方含まれているような写真みたいにとれなくもないんだけど、前回は問題なかったんですね。これは応募される方が判断されて出されるということなのかなと思います。

他にいかがでしょうか。

福井委員 この内容自体に関しては大きい異論はないんですけども、今回2回目で、次もあると想定するとなると、結果が下に蓄積されてい

くと思うんですね。初回の公表の方法が今、ウェブサイトの結果がこうなりましたとあるんですけど、これが毎回ばらばらに蓄積されると参照しづらいので、景観まちづくり賞の専用のホームページを設けて、第1回、第2回、第3回と一遍に見られるような方法を考えていただきたい。それが印刷物なのか、あるいはウェブなのかわかりませんが、一覧性が高いような形で結果をまとめていただきたいと思います。

中 井 会 長 これは、そういうことでよろしいですね。

 では、加藤委員お願いします。

加 藤 委 員 同じようなことですが、2年ごとに今後やっていくと宣言されたので、すごくいいことだなと思います。私は、1回目をやってから、いろんなところを街歩きしているんですけども、その中でやはり情報誌に今回のこういう景観賞を受賞したことを多いに書かれて、地域の方に知らせているとか、近くの掲示板に、こちらでつくったパネルを出しているところもあるということで、すごく積極的にやっているところもありますし、花づくりですか、花を植えてやっているところも、これを張り、より活発にやっているということも聞いております。

 その中で1つ気になるのが、桂川精螺のあそこの鉄塔とのこぎり屋根ですね。あそこら辺の建造物が再開発されるというか、建てかえられるという話もあって、せっかく景観賞で認定されても力がないということなんでしょうか、せっかくやってもすぐ壊されたら、ちょっと寂しいなというところもあるので、そこら辺は何かうまい方法で、事前にそういうのがわかるんだったらそこは外すとか、表彰して1～2年のうちに壊す予定が入っちゃうのは寂しいなと思いますので、そこら辺は何かいい手立てがあればと思います。

中 井 会 長 事務局は、まずいかがでしょうか。

保 下 幹 事 昨年度の受賞作品であります桂川精螺さんなんですけれども、こうした受賞を受けたことというのは非常に名誉に思っていると伺っております。機能更新というのは、建築物にはなくてはならないことになりますので、先方も建造物を今度リニューアルしていく際にはこうした、例えば、今、鉄塔がメインとなっているんです

けれども、そうしたシンボルとなるものを、しっかり会社の中で機能更新の際に反映していきたいとお伺いしております。残すと、お伺いしております。

中 井 会 長 ありがとうございます。

これは、そういう意味で言うと、桂川精螺さんはそういうことなんですけど、例えば、本当になくなっちゃうと、この賞自体が消えるというわけじゃないんですよね。消えちゃうんですか。消えないんですよね。受賞したという事実は、ずっと残り続けるんですよね。そういう理解でよろしいんですね。

保 下 幹 事 はい。

中 井 会 長 ありがとうございます。平澤委員。

平 澤 委 員 景観賞をまた続けるということで、こういう制度で基本的にいいのかなと思います。

あとは、要望なり聞きたいことなんですけれども、前回選ばれたところの追跡調査というか、その賞をもらうことによってどういう変化をしたかと。見学者が増えたとか、本門寺の蓮月はお客さんが増えたとか、例えば、地域への何か影響が出たというような、追跡調査みたいなものがあるといいのかなと。ゆくゆくはツアー対象にして、前回あったのかなと思うんですが、その辺の動きの話。

あと、できれば賞金を副賞としてあげるのが、少額としてもね。活動部門の方って結構地道に長い間やってきたというところがあって、ヒアリングでお聞きすると結構お金に困っているというか、予算がないという方が多くて、そういう意味の少し後押しができる制度もいいのかなという意味で、賞金の予算化ができないものかというのが1つ。

それから、あとは我々審議して選ぶ側からすると、なるだけ書類選考というより現場主義で、皆さんの五感で少し感じるものの評価をもうちょっと重点的にして、ですから、大変なんですけど、現場を見る。書類で落とすものはある意味しょうがないとしても、現場主義のところをもう少し増やしていただけるといいのかなと。これは要望です。

それからあとは、賞の分類というか、1回目だったんで、いろん

なところで申し込みがあって、それをどうやって分類するかということと、分類して賞を増やそうという動きもあったりして、その辺の区別と、それから評価のどこに重点を置くかによってすごい違っちゃうんですね。だから、その辺の整理も、協議しながらとは思いますが、その辺は今後大事になってくるところかなと思って、以上4点です。

中井会長 事務局、お答えできそうなことはございますか。

保下幹事 1点目の追跡調査なんですけれども、やはり受賞者の皆さんから非常に多くの声をいただいております、こちらによくご報告いただいているという状況でございます。

それと、2点目はツアーということではよろしいでしょうか。

平澤委員 賞をとったところを見学したいという方のマップづくりとか、あるいはバスツアーみたいなのが、ゆくゆくはみたいな話をこの前お聞きしたと思ったので、その後どういう動きかなと。

保下委員 観光資源として、私どもも十分認識しております、パンフレット等を作りながら今回の受賞作品の特徴等をご案内しているという状況でございます。また、個別のそうした観光のツアーまではまだたどり着いていないんですけれども、やはり景観賞を受賞した魅力をしっかり発信していこうと現在も考えております。また、ホームページ等でもそうした魅力の発信に努めております。

3番目の賞金につきましては、現在のところ、予定はないというのが現状でございます。

4点目の現場主義というところなんですけれども、前回の第1回の景観賞の受賞作品の選定の際に、非常に各委員の先生方のご尽力いただきましたので、募集をかけた際に、事務局で、本日の資料4の1ページ目の審査方法のところ、4回の部会の中で検討させていただいたんですけれども、応募していただいた作品は事務局で1回しっかり確認させていただきまして、不足している点については先方さんに確認しながら資料をしっかりと整理して、ある一定の件数に絞らせていただきたいと思います。またその上で、しっかり現場主義というのは私どもも重要と思っておりますので、委員の先生方と一緒に現場を見させていただきまして、受賞作品の決定につなげて

まいりたいと考えております。

黒澤幹事 若干また補足なのですが、平澤委員がおっしゃっていただいたように2年に1回というサイクルですと、本当にあつという間に受賞作品が増えていることになりますので、一つは先ほど委員からのご指摘があった、それをどう効果的に見やすくアピールしていくのかということとあわせて、そういうふうな作品が増えていくことの中から狙える効果とか、取り組みの可能性みたいなものも、ここの審議会でのご意見などもいただきながら、2年後、4年後、6年後と見える方向がありますので、議論すべきテーマが増えてくるなと考えております。

加藤委員 観光マップとか観光ルートに入れるとかいう話で、確かシンポジウムのときに杉村観光局長がお話しされていたんですけども、そういう観光協会独自がルートをつくるというわけではなくて、それに属する街歩きネットワークとか、あといろいろな街歩きの団体が、受賞したポイントにご案内したり、最終地点として蓮月の2階を使って最後のミーティングをすとか、景観賞を受賞したよということは結構いろいろな団体ご案内しております。それは私も幾つか団体にかかわっているのわかるんですけども、結構そういうところがご案内しているように思います。

中井会長 そういう形で、特にやらなくても、いっぱいそういうことが出てくるのはいいんだけど、それをうまく横串を刺していただいたり、あるいは、次の段階につなげていただくのは、大分行政も頑張らないといけないとこだと思いますので、うまく地元や街歩きの団体の方とご協力しながらやっていただければと思います。

他はいかがですか。では荘委員。

荘委員 申請書のフォーマットそのものに関して、2枚目のところで街並み景観部門の一番下の注釈の部分で、先ほども出ました①対象となる景観、②対象となる景観とその周辺の様子を含む街並みというところの下2番目に、特定時期の景観に特徴がある場合は、できるだけその季節の写真をとあるんですけど、特定時期というのは恐らく季節のことを言っているんだと思うんですけども、時期だけじゃなくて時間帯ということも、景観を見る側からするとあるんじゃない

ないかなと思うので、特定の時期だったり時間帯に景観の特徴がある場合には、できる限り季節なり時間帯の写真を、朝焼けなのか夕焼けなのかよくわかりませんが、そのほうが応募する人は具体的なイメージがわきやすいと思いますので、その辺はきめ細かく書いてあげたほうがいいのかと思います。

中 井 会 長 ありがとうございます。これはそういうことでよろしいですね。では川尻委員、お願いします。

川 尻 委 員 意見というわけではなく確認なんですけれども、この応募内容の用紙の、今の街並み景観部門の応募内容の概要の一番下の枠なんですけど、これは2ページを見ると、概要で応募内容の特徴を簡潔に記入してくださいと書いてあって、こちらのカラーのほうは、特徴はこういうふうに直すということで理解すればよろしいんですか。

中 井 会 長 そこはどうですか。このパンフレット仕立ての資料5が正しいのか、資料4の見え消しのほうが正しいのか、これはどちらですか。

保 下 幹 事 委員の皆様のお手元にございますブルーの景観まちづくり賞の応募用紙を採用させていただきたいと思います。先ほどの資料につきましては、前回との変更点がわかりやすくなるようにハッチングをかけて、記入欄を大きくするというのを説明に加えさせていただいたという状況でございます。

中 井 会 長 特徴だけじゃなくて、括弧の中の応募内容の特徴を簡潔に記入してくださいと書けばいいんじゃないですか。より親切ですよ。

保 下 幹 事 はい。そのように変更させていただきます。

中 井 会 長 他はいかがでしょうか。樋口委員どうぞ。

樋 口 委 員 今までの審議も十分私も了解しているんですが、大田区が70周年を迎えて、世界都市宣言、まして大田区の場合は羽田空港を持っていますよね。臨海の部分のこういう参加賞も出るんですけども、何か区民に、この玄関口、羽田空港の景観のことをもう少しいい方法でPRし、それを代表する作品が出るような方法はないでしょうか。僕はそれが一番気になっているんですけど、どうでしょうか。

中 井 会 長 あそこのアーチは、中村良夫先生が設計されたんですよね。これは羽田空港に出してくれといっても、でも他薦があるので、区民の方でああいうのもあてはまるのかなと思われている方は結構いるんじゃないかと思うので、その辺はどうですかね。

黒 澤 幹 事 大田区であり日本のゲートウェイ羽田を抱えていると大田区長も常々言っているように、そこは本当に大きなポイントだと思っています。今回各地区に、ちょうど18地区、臨海部沿いのエリアもごございますし、山のほうもあるという中で、各地区に入っていくって、その地区の特性、特徴、売りではないんですけど、特に自分たちの街の地域資源、あるいは自分たちの知っているエリアの何が、特にもっともっと広く知ってもらいたいかという思いとか、各地区に説明に入ったときに、今、樋口委員がおっしゃったようなことも含めて掘り起こしにつながって、そういった作品ができるだけ寄せられるように働きかけをしていきたいと思っています。

区として何か特別なそういうエリア、ビジョン、テーマを設けて、景観賞を特別にやるみたいな考え方があるかどうかは、また一つの別な課題としてご議論いただければ、私どもも考えたいと思っています。

中 井 会 長 ありがとうございました。では、取りまとめにあられた野原委員に最後に少し。

野 原 委 員 第1回審査の委員長をさせていただきましたので、どちらかというと事務局に近い心境で伺っておりましたが、前は初回でしたので、右も左も分からない中で結構難航というか、いろんな議論をしながらやっていたんですけど、そこで出た課題点の少し改善みたいなことは行っていただいておりますと、例えば、推薦のポイントのところは、景観づくり活動部門では「継続により」という言葉が入っているだけなんですけど、これは例えば、ちょっとお金がついて事業としてやって、きれいになっているんだけど、活動なので、それだったら街並み景観部門では評価できるかもしれないんですけど、景観づくり活動部門としては、やはり活動としてどうなっているかということをきっちり

評価できたほうがいいだろうということで、そういう意味を込めて「継続により」という言葉を入れて、少し時間をおいてソフトの活動ができているかどうかということの評価しようというメッセージを込めたり、細かいんですけど、いろいろそういうことを少しずつ整理して、できる限り審査も比較的スムーズにやりやすく、かつよりよいものが選べるようにということはやっております。

一番大変なのは、先ほど現場でじゃないとなかなか見にくいねという趣旨でご意見があったと思うんですが、どうしても数がありますと、第0次、第1次は書類でやらざるを得ないんですが、そうなりますと自薦・他薦で大分モチベーションというか、書かれている内容が結構違って、でも、こちらはそれでないとなかなか評価できないので、それが結構難しかったですけど、今回はできる限り事務局もサポートしていただいて、よりものそのものであったり、活動が見える形でやっていこうということで文言、やり方を少し修正させていただいたりということを幾つか踏まえて、第2回を進めていこうということで、この形になっているという状況であります。

全体を通じて、先ほどから候補とか次の未来の在り方というか、そういったところのご意見がいっぱい出てたと思うんですけど、私も、初回にあれだけ件数を応募してくれると、正直私が言ったらいけないんですけど、たくさん出てきたなと正直思ってます、今回もより多くの方々に応募していただきたいと思うと同時に、なかなか難しいんですけど、落選したものも含めてうまくアピールできてもいいのかなと思ってまして、例えば、前回の話ですと、戦後のモダニズムのおもしろい住宅建築とか幾つか出てきて、1個1個は今回選ばれませんでしたけど、ただ、そういう景観が大田にあるんだということが示されたとか、そういう発見みたいなものが結構あったなと思ってまして、そういうことをうまく、1個1個じゃなくても概論としてアピールするとか、いろんなやり方があると思うんですけど、そういうことも今後蓄積していってできると、より景観の活動の広がりもあるのかなと思っており

ます。

ですので、今回ご了承いただけたらですが、賞をやるということなので、まずこの賞があること自体を各地で皆さんアピールしていただいて、応募数を増やしてからかなと思っていますので、そこは引き続きいろんな形で、私も含めてですけど、伝えていければいいなと思っています。

中 井 会 長 ありがとうございました。

それでは、皆様にお諮りをしたいと思います。第2号議案については、諮問のとおり定めることが適当であると答申したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

中 井 会 長 ありがとうございました。そのように答申させていただきます。
それでは報告事項が1件ございます。事務局よりお願いいたします。

保 下 幹 事 報告1、平成28年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について、当日資料をご覧ください。A4横の資料でございます。担当より説明させていただきます。

事 務 局 大田区景観計画の今年度の運用件数について、ご説明させていただきます。当日資料1をご覧ください。

こちらに、昨年4月1日から今年3月12日までの届出の運用件数を集計させた表を載せさせていただきました。大田区景観条例に基づく事前協議書の受付件数が171件で、前年度の受付件数に比べて30件ほど増加しております。そのうち、景観形成重点地区の受付件数が96件、市街地類型の目立って多い件数としまして、住環境保全市街地が67件、住工調和市街地が40件になります。景観法に基づく行為の届出の受付総件数は138件、通知書は23件、変更届は39件、完了届は52件で、今年度の合計件数は423件となっており、前年度に比べ1.06倍増加となっております。

今年度の特徴の一つとしまして、住工調和市街地の運用件数は、前年度に比べ40件ほど増加しています。工場や住宅など、さまざまな用途の建築物が混在する市街地ですので、事務局としても良好な景観形成が保たれるよう、より一層注意深く取り組んでいきたいと

考えております。

続きまして、今年度の景観アドバイザー会議について、当日資料2をご覧ください。

こちらに、毎月2回行っております景観アドバイザー会議の内容を、用途、延べ面積、高さ、行為の種類と一覧にさせていただきました。特定大規模建築物、公共事業の相談、あわせて計27件の会議を28年度に行いました。用途の左欄に丸印のついている物件が公共事業のものになります。前年度、景観アドバイザー会議の議題に挙げられた物件数は全26件で、こちらも前年度に比べ若干の増加となりました。

景観アドバイザー会議での主な意見と、その意見を反映した実例を3件挙げてご説明させていただきます。

まず1件目です。第75回の倉庫の新築工事を見ていただきたいんですけども、こちらの物件、空港臨海部の景観形成重点地区に該当しておりまして、こちらの敷地の南西側が海に面しております。会議では沿岸部からの見上げ方に対してアドバイスがありまして、その意見を反映し、海に面している敷地部分に緑地を設け、塩害に強い植栽を施し、沿岸部からの見え方に配慮した計画となりました。

2件目は、第78回の倉庫の外観の変更計画です。こちらは、外観の変更に合わせて増築工事も行われました。こちらも先ほどと同様、空港臨海部の景観形成重点地区に該当しており、会議では増築部分の外壁の色使いに対しアドバイスがあり、その意見を反映して色の明度を抑える等の工夫をしていただき、既存の建築物と一体感のある計画になりました。

最後に3件目は、第80回のホテルの新築計画です。幹線道路沿道市街地にこちらは該当しており、国道と区道に面した角地になっております。会議では、植栽の配置に対しアドバイスがあり、その意見を反映し良好な植生環境を整えるとともに、敷地の角にシンボルツリーを配置し沿道の景観にも配慮した計画としていただきました。

以上が景観アドバイザー会議で出ました主な意見と、その意見を反映した実例のご紹介になります。

今後も景観アドバイザー会議を有効に活用して、適切な景観の誘

導を図っていきたいと考えております。担当からの説明は以上です。

中 井 会 長 ありがとうございました。報告事項ということでございますが、ご質問等ございますか。

これは3年半で、大田区景観アドバイザー会議は90回まで来たということですか、相当な頻度で開催していただいているということで、アドバイザーの皆さんにはご苦勞をおかけしますけれども、引き続きよろしくお願ひできればと思います。ありがとうございました。

それでは審議事項、報告事項とも終わりましたので、本日の審議会はここまでとなりますけれども、事務局からの伝達事項はございますか。

保 下 幹 事 今年度の景観審議会につきましては、本日で最後となります。来年度の予定につきましては、別途ご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私から以上でございます。

中 井 会 長 本年度はこれでおしまいということなのですが、実は今期もこれでおしまいなんです。ということでございますので、区民委員の皆さんから一言ずつご挨拶いただいたらいかがかなと思いますので、ちょっと予定にないというかあれですけれども、平澤委員から、それではお願ひできますでしょうか。

平 澤 委 員 こういう審議委員になるというのは初めてでしたので、どういう会議の進め方かなとか、どういう意見が出るのかなとか、ちょっと不安で、本来無口なほうなので意見を言ったりなんかするのは奥手のほうでしたけれども、区民委員として区民目線で話ができるといいかなと思いつつ、なかなか商売というか、建築の設計のほうをやっているの、そういう専門の目で見がちだったかなという反省はあるんですけど、2年通じて本当に勉強させていただきました。ありがとうございました。

中 井 会 長 ありがとうございます。

莊 委 員 私も区民目線でどこまでのことが発言させていただけたかなというところはあるんですけども、区民の一人として、ただ、やっぱり大田区というのはすごく広いですし、区民の方々が目にされて

いる景観の受けとめというのは本当にさまざまだと思うんですね。本当に場所、場所で、特徴が違う景観が混在しておりますので、そういう意味では、この多様性を区民として何か、区民目線で言うということの難しさも非常に感じましたけれども、景観賞の審査なんかも含めまして、私も非常に勉強させていただきました。ありがとうございました。

中 井 会 長 ありがとうございます。加藤委員お願いします。

加 藤 委 員 景観についてどうこうということは全然してきてなかったんですけれども、この景観計画のスタートからですから、もう4～5年やっているんですよ、メンバーも替わらずにやられて。

その中で、もともと街歩きは好きなので、いろんなところに行ったり、大田区内もほとんど回っているんですけれども、今回こういうような委員をさせていただいて、皆さん方の意見を聞いて、こういうものもあるんだ、こういうものがあるんだということで、私自身が他の街に行っても違う目で見られるようになったというところで、自分自身もすごくスキルもアップしたかなという感じはします。

こういうことをしていて、周りに仲間ができたというか、いろんなグループに参加しているということもあるんですけれども、いろんな人と知り合うきっかけにもなったということで、そういう横のつながりもそうですし、あとは知識のアップにもつながったということで、今回担当させていただいて、皆さん方に感謝しております。どうもありがとうございました。

中 井 会 長 景観計画をつくる段階からございましたので、さらには景観まちづくり賞の審査にもご苦勞いただきました。長い間、本当にありがとうございました。

最後に部長から何かありますか、期の終わりにあたりまして。

黒 澤 幹 事 本当に25年10月に景観計画形成団体になって、23区の中では全く後発の区だったわけですが、先ほど中井委員長がおっしゃっていただいたように、90回に及ぶアドバイザー会議の開催が象徴的なように、その間本当に審議会の皆様のお力添え、ご提案に後押しされて、担当職員も非常に、先ほど報告をしたのは今年度入っ

た新人職員ですが、本当に仕事にやりがいを感じて、来年度の職員募集の宣伝パンフに、この景観形成にかかわっていることの誇りを彼は書いてくれました。そのように、皆さんが本当に熱い思いと後押しをいただいて、職員も頑張ってきたのかなと思っております。

今回3人の区民委員の皆様が退任なさいますが、引き続きいろんな場面で一緒にきつとやっていけるんだろうと思いますし、これからもどうぞお力をいただきたいと思います。誠にありがとうございました。

中 井 会 長 ありがとうございました。それではこれをもちまして、第7回の大田区景観審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午後7時22分閉会